

特定入所者介護（介護予防）サービス費 （介護保険負担限度額認定） 特例減額措置について

利用者負担段階第4段階の高齢夫婦世帯等で一方が施設に入った場合に、利用料の負担により在宅で生活する配偶者の実質収入が一定水準以下となり、生計が困難となる場合があります。このような場合に、以下の対象要件①～⑥の全てを満たす方は、申告することにより、特例減額措置を適用することができます。

■ 対象要件

特例減額措置を受けられるのは、次の6つの要件いずれにも該当する方です。

確認



① 市町村民税課税者がいる世帯で2人以上の世帯

※世帯分離している配偶者がいる場合を含みます。

※施設入所のために世帯分離した場合は同一世帯員とみなします。

（以下②から⑥も同様）

確認



② 介護保険施設又は地域密着型老人福祉施設の入所者

※ショートステイは対象外です。

※施設退所後は、認定証の返還が必要です。

確認



③ 世帯の年間収入金額から施設の利用者負担額の年間見込額を除いた額が82万6,500円以下

※世帯の年間収入金額とは、全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除した額）の合計額をいいます。

※高額介護サービス費の支給見込みがある場合は、利用者負担額から控除して判定します。

確認



④ 全ての世帯員及び配偶者の現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下

確認



⑤ 全ての世帯員及び配偶者が『「その居住の用に供する家屋」及び「その他日常生活のために必要な資産」以外に利用し得る資産』を有していない。

※日常生活を営む上で収入を得るために最低限必要である資産（田、畑、店舗等）については、「その他日常生活のために必要な資産」に含めて除外します。

確認



⑥ 全ての世帯員及び配偶者が介護保険料を滞納していない。

■ 減額の適用

上記対象要件③に該当しなくなるまで、食費または居住費のいずれか、あるいは両方について負担第3段階2の負担限度額を適用します。

■ 認定証の有効期限

負担限度額認定証の発行日の属する年度の翌年度の7月末日又は施設退所日までとします。（発行日が4月から7月までの場合は、当該月の属する年度の7月末日又は施設退所日までとします。）

■ 申請時に必要な添付書類

特例減額措置の適用を受けるためには、下記の申請書、申告書及び確認用添付書類が必要です。不足書類がある場合は、受け付けることができませんので、**全ての世帯員及び配偶者の方の分も含めて、全ての書類を揃えてご提出ください。**

(1) 介護保険負担限度額認定申請書

(2) 負担限度額特例減額措置に係る資産等申告書

裏面の対象要件①～⑥全てに該当するかどうかを確認しますので、同意書欄も含めて漏れなくご記入ください。

(3) 施設における利用料、食費、居住費がわかる契約書等の写し

(4) 全ての世帯員及び配偶者の所得金額を証する書類（所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書等）の写し

※令和8年1月1日に山口市に住民票があった場合は不要です。

(5) 全ての世帯員及び配偶者の預貯金等の状況が確認できる書類（預貯金通帳等）の写し

(6) 全ての世帯員及び配偶者の固定資産台帳の写し、固定資産評価証明書又は固定資産課税明細書の写し（納税通知書に同封）

※最新年度で、土地、家屋全てが記載された証明書を添付してください。（共有名義を含みます。）

※固定資産が無い方は、「資産の無いことの証明」を添付してください。

■ 申請時に必要な本人確認書類について

窓口申請の際は、本人確認等を行いますので、次の書類をご持参ください。

1. 提出者（窓口申請者）の身分証明書（運転免許証、資格確認書など）
2. 被保険者及び配偶者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
3. **被保険者以外の代理人が申請する場合（代理人申請）は、代理権が確認できるもの**
（被保険者の介護保険被保険者証、限度額認定証の更新手続きに同封の案内通知、預貯金通帳（コピー不可）など）

【次回の来庁（申請）時に持参をお願いする書類など】

- ☐ 介護保険負担限度額認定証の申請書 ☐ 特例減額措置に係る資産等申告書
- ☐ 印鑑（本人、配偶者、世帯員） ☐ マイナンバーカード又は通知カード（本人・配偶者）
- ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 施設との契約書等の写し
- ☐ 通帳（本人・配偶者・世帯員） ※申請前に記帳をお願いします。
- ☐ 定期積立証書 ☐ その他の証書（出資金残高証明書など）
- ☐ 所得・課税証明書等の写し ☐ 固定資産の証明書等の写し